

# 阿賀野市公共施設予約システム利用規約

## (目的)

第1条 この規約は、インターネットを利用する方法により、公共施設の予約及び空き情報の検索等を行うことができる阿賀野市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (利用規約の同意)

第2条 施設予約システムは、この規約に同意することを前提に提供するものとし、同意できない場合は、利用できないものとする。なお、施設予約システムを利用した場合は、この規約に同意したものとみなすものとする。

## (定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設その他市長が必要と認める施設をいう。
- (2) 施設予約システム インターネットを通じて施設の空き状況の確認、予約等のサービスを提供するシステムをいう。
- (3) 利用者登録 施設予約システムにより施設の予約を行う人又は団体（法人を含む。以下同じ。）であることを識別する情報を、利用者登録管理台帳（ユーザーID、パスワード等の情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録したものをいう。）に登録することをいう。
- (4) 利用登録者 施設予約システムを利用して施設の予約を行う人又は団体で、利用者登録を受けた者をいう。
- (5) ログインID 利用者登録の際、登録者を識別するために付す番号をいう。
- (6) パスワード ログインIDと組み合わせて登録者を確認するために使用する英数字からなる文字列をいう。
- (7) 抽選申込 抽選により予約をすることができる人又は団体を決定する場合における当該抽選への参加の申込みをいう。
- (8) 予約申込 抽選申込の受付期間が終了した後又は抽選を行わない施設において先着順により受け付ける、予約されていない時間帯への予約の申込みをいう。
- (9) 閲覧者 施設の空き状況の照会など、利用者登録不要のサービスを利用する人又は団体をいう。

(登録の申請)

第4条 施設予約システムを利用して施設の予約等を行おうとする者は、あらかじめ利用者登録申請を市長等（以下「施設管理者」という。）にしなければならない。

2 利用者登録の申請は、登録を希望する個人又は団体が、利用者登録完了後に自身が施設予約システムを利用して行った各種申請に係る施設管理者からの通知について、システム上で受け取ることに同意して行うものとし、施設管理者は受付時に、登録申請者が本人であることを証する書類の提示を求めることができるものとする。

3 前項の規定における本人であることを証する書類は次の各号のいずれかとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 運転免許証

(3) パスポート

(4) 学生証

(5) その他官公署の発行したもので本人であることを確認できるもの

4 利用者登録は、個人又は団体で1回までとし、複数の利用者登録は認めない。

(利用者登録通知)

第5条 施設管理者は、前条第2項の申請があった場合において適当と認めたときは、当該申請者の利用者登録を行うとともに、当該申請者の求めに応じてログインID等の情報が記載された利用者情報を通知するものとする。

(利用者登録の変更)

第6条 利用登録者は、利用者登録の内容について変更があったときは、施設管理者の定める手続きに従い自ら変更するか、利用者登録の変更申請を行うものとする。

(利用者登録の廃止)

第7条 利用登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、施設管理者の定める手続きに従い自ら廃止するか、利用者登録の廃止申請を行うものとする。

(施設利用手続)

第8条 利用登録者は、施設予約システムの利用に当たっては、ログインID及びパスワードを入力することにより、施設の仮予約及び予約内容の確認、オンライン決済等の手続を行うことができるものとする。ただし、提供する手続は利用者区分及び施設により異なるものとする。

2 前項第1号の手続は、各施設により、施設予約システムの利用可能時間や申込可能期間、件数等の制限が異なるものとする。

3 天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により第1項の手続ができなかった場合でも、施設管理者はその責を負わないものとする。

(利用登録者の禁止行為)

第9条 利用登録者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者が設定したパスワードを他人に漏らすこと。
- (2) ログインIDを第三者に使用させること。
- (3) 虚偽の申請をすること。
- (4) 偽りその他不正の手段により施設予約システムを利用すること。
- (5) 対象施設等の管理に関する条例又は規則に違反すること。
- (6) 利用の権利を譲渡し、又は転貸すること。
- (7) 他の利用登録者の適正な利用を妨げる行為をすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設予約システムに支障を及ぼすおそれのあること。

(利用者登録の抹消)

第10条 施設管理者は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができるものとする。

- (1) 第7条の規定による利用者登録の廃止申請があったとき。
- (2) 前条に規定する禁止行為をしたと認められたとき。
- (3) 利用登録者が死亡したとき。
- (4) 利用登録者が失踪宣告を受けたとき。
- (5) 登録内容の変更を届け出ない等の利用登録者の責めに帰すべき事由により、利用登録者へ通知及び連絡を行うことができないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

(費用)

第11条 利用登録者が施設予約システムを利用するにあたって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は、利用登録者が負担するものとする。

(個人情報)

第12条 施設管理者は、施設予約システムにおいて提供するサービスを運用するあたり収集した利用者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律等個人情報関係法令に基づき、適切に管理するものとする。

- 2 施設管理者は、施設予約システムの運営及びサービス改善のために必要な範囲で、利用者アンケート等の実施をする際には、収集・管理している利用者登録の情報を利用することができるものとする。

(免責事項)

第13条 施設管理者は、サービス提供の遅延、中断又は停止が発生した結果、利用者又は第三者が被った損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

2 市は、その裁量において、施設予約システムの改修、運用停止、中断等を利用者への予告なく行うことができることとする。また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

(利用規約の変更)

第14条 市は、必要があると認めるときは、利用登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとする。

2 利用登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に施設予約システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなすものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この規約による施設予約システムの利用又はこの規約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、施設予約システムの利用に関し必要な事項は、施設管理者が別に定めるものとする。

附則

この利用規約は、令和5年12月1日から施行する。